

## 第9章 所得支出勘定の推計

### 1. 所得支出勘定の流れ

所得支出勘定は生産と消費とを結ぶもので、生産の成果（付加価値）がどのように配分・再分配されたかを示す勘定体系である。同時に、制度部門別貯蓄を通じて非金融面と金融面とを結ぶ役割も果たす。この勘定は、「所得の発生勘定」、「第1次所得の配分勘定」、「所得の第2次分配勘定」、「現物所得の再分配勘定」、「所得の使用勘定」から構成されている一組の勘定体系である。

「所得の発生勘定」と「第1次所得の配分勘定」は、第1次所得がどのように各制度部門に配分されたかを示している。ここで第1次所得とは、生産過程への参加または生産のために必要な資産の貸与の結果として、取引主体に発生する所得である。金融資産または土地を含む非生産資産を生産に使用するために他の取引主体へ貸し付けることによって発生する第1次所得は、財産所得と呼ばれる。

「所得の第2次分配勘定」は、制度部門ごとの第1次所得バランスが、所得・富等に課される経常税、社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転（非生命保険純保険料・非生命保険金等）の「現物移転を除く経常移転」の受払によって、どのように可処分所得に変換されるかを表す勘定である。

「現物所得の再分配勘定」は、可処分所得が、一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に現物移転が行われることにより、どのように調整可処分所得に変換されるかを表す勘定である。可処分所得と調整可処分所得は、一般政府・対家計民間非営利団体から家計への現物移転を調整しているか否かの相違で、一国全体としては相殺されて同値である。

「所得の使用勘定」は、このような配分・再配分の結果である可処分所得が消費支出と貯蓄にどのように振り向けられたかを表す勘定である。「可処分所得の使用勘定」と「調整可処分所得の使用勘定」の二つがある。

これらの勘定は、原則各制度部門別、四半期別に推計する。ただし、「所得の発生勘定」は一国経済全体のみ作成する。また、第1次所得の配分勘定以降について、四半期別勘定は一国経済、一般政府、家計についてのみ作成する。非金融法人企業及び金融機関については、民間・公的別の所得支出勘定を付表として作成する。「国民所得・国民可処分所得の分配勘定」は所得支出勘定を組み替えて作成する。

### 2. 所得の発生勘定／第1次所得の配分勘定の推計

#### （1）雇用者報酬

雇用者報酬は、まず賃金・俸給（下記①）、雇主の社会負担（同②）のそれぞれを推計し、これに『国際収支統計』から推計した海外へ支払われた雇用者報酬を除くとともに、海外から受取った雇用者報酬を加えて国民概念で表章する。

#### ①賃金・俸給

##### a. 現金給与

法人企業の役員や議員等以外の雇用者に対する現金給与である。農林水産業、公務、その他の産業ごとに推計する。

##### (a) 農林水産業

農家、農家以外の農業企業体、林家、林家以外の林業企業体、漁家、漁家以外の漁業企業体の別に、『農業経営統計調査』、『林業経営統計調査』、『漁業経営調査』（以上、農林水産省）、『法人企業統計』などを用いて推計する。具体的には、農業のうち農業企業体分であれば、一人あたり給与に非農家雇用者数を乗じる方法で推計する。

##### (b) 公務

国の各会計の決算書、『地方財政統計年報』、『経済センサス基礎調査』、『地方公務員給与の実態』などにより、政府活動のうち産業分類が公務となるものについて把握のうえ、推計する。

##### (c) その他の産業

産業別（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸・郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業」）、四半期別に雇用者数及び一人あたり現金給与額を求め、これらに乗じて現金給与額とする。雇用者数は5年ごとの『国勢統計』（総務省）を基礎資料として、中間時点を『労働力統計』（総務省）の動向で補間して求める。雇用者数には2つ以上の仕事に従事し、かつ事業所が異なる場合はそれぞれ一人として数えた副業者分も含まれている（第12章参照）。一方、一人あたり現金給与額については『毎月勤労統計』により求める。なお『毎月勤労統計』の調査対象とならない運輸業の船員については、『船員労働統計』（国土交通省）等から一人あたり現金給与額及び船員数を求め、それに乗じる方法で推計する。

##### b. 役員報酬

常勤、非常勤を問わず法人企業の役員に対して支払われる給与手当であり、役員賞与を含む。

## 第9章 所得支出勘定の推計

『国勢統計』、『労働力統計』、『毎月勤労統計』、及び『法人企業統計』から求められた役員数、常用雇用者一人当たり現金給与総額、役員と非役員である従業員との報酬格差率を用いることにより推計する。

具体的には、第12章で推計する役員数（副業者分を含む）に、『毎月勤労統計』による常用雇用者一人当たり現金給与総額、『法人企業統計』から算出した従業員報酬（給与＋賞与）単価に対する役員報酬単価の比率を乗じる。その際、『法人企業統計』の役員数は上記の推計役員数と比べると多く、その分『法人企業統計』の役員のなかには非役員である従業員となるものも含まれていると判断されることから、『法人企業統計』から算出される従業員報酬単価に対する役員報酬単価の割合を補正し、補正後の比率を用いる。

### c. 議員歳費等

国会議員の歳費及び地方議会議員の報酬である。地方公共団体の委員手当も含まれる。衆参両院の決算書及び『地方財政統計年報』から集計する。

### d. 現物給与

自社製品など通貨以外による給与の支払のほか、食事、通勤手当（通貨による支払いを除く）、消費物資の廉価販売等に要した費用である。雇用者の自己負担分があればこれを除く。

現金給与の推計に用いた資料のほか、『就労条件総合調査』（厚生労働省）における労働費用調査結果に基づき、現金給与に対する現物給与の比率を求めて推計する。

### e. 給与住宅差額家賃

社宅及び公務員住宅などで市中家賃より低廉な家賃で入居している場合においては、その差額を現物給与として扱い、雇用者報酬に含める。5年ごとの『住宅・土地統計調査』（総務省）を基礎資料として、中間時点を『家計統計』（総務省）、『建築動態統計調査』（国土交通省）により補間して推計する。

### f. 雇用者ストックオプション

企業が雇用者に対して付与する株式購入権の新規付与額を推計するに当たり、『法人企業統計』の産業別の「新株予約権残高」を用いる。「新株予約券残高」は、ある時点における権利確定前（行使待ち期間）と権利確定後（行使可能期間）の残高の合計であるため、行使待ち期間分について、雇用者ストックオプションの付与・権利確定・権利行使に関する標準的なパターンを仮定し、これを基に、各期の雇用者報酬としての発生分を推計する<sup>29</sup>。

<sup>29</sup> 付与・権利確定・権利行使に関する標準的なパターンについては、吉野克文『わが国の国民経済計算に

## ②雇主の社会負担

## a. 雇主の現実社会負担

社会保障基金に係る雇主の現実社会負担は、厚生年金保険のほか、全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）のほか、組合管掌健康保険、共済組合、児童手当制度等の社会保障基金に対する雇主の負担金であり、各制度の事業報告書等により推計する。なお、この中には組合管掌健康保険における調整保険料、雇用保険料（雇用安定事業、能力開発事業のいわゆる雇用保険二事業分（平成18年度以前は雇用福祉事業を含む三事業分）も含む。）も含まれる。

その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担のうち、厚生年金基金のほか、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、勤労者退職金共済機構等の年金基金に対する雇主の負担金は、各制度の事業報告書等により推計する。また、発生主義により受給権を記録する退職一時金については、実際の支給時における支給額を『国税庁統計年報書』（国税庁）等により推計する。

## b. 雇主の帰属社会負担

発生主義により受給権を記録する確定給付型の企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金等）及び退職一時金（以下、確定給付型制度）については、企業の財務諸表情報等から推計される勤務費用相当分に、確定給付型制度の年金基金の産出額（年金制度の手数料）を加算したものから、上記 a. のうち確定給付型制度に係る雇主の現実社会負担を控除した額を記録する。

このほか、無基金による社会保険制度に係る雇主の負担分として、発生主義により受給権を記録しない公務員等の退職一時金については国の各会計決算書、『地方財政統計年報』、その他の各政府機関の決算書により推計するとともに、公務員に対する公務災害補償、労災保険適用前の法定補償、損害保険会社による労働者災害補償責任保険、労災保険への上積給付など社会保障基金以外のものへの雇主の負担や財形貯蓄制度に対する奨励金・給付金、団体生命保険等の保険料などの雇主の負担分については、『就労条件総合調査』、国の決算書、『地方財政統計年報』などにより推計する。

## ③経済活動別雇用者報酬

国民経済計算年報フロー編の付表2「経済活動別の国内総生産・要素所得」に表章される経済活動別雇用者報酬は、上記①、②で推計した国内概念の雇用者報酬について、

---

における雇用者ストックオプションの導入に向けて』（季刊国民経済計算 No.145 / 2011年6月）を参照。なお、実際の推計では、付与から権利確定までの年数を2年と仮定した上で、企業財務データを基に推計した権利確定前と権利確定後の新株予約権残高の比率から、雇用者報酬としての発生分である各期の新規付与額を推計している。

## 第9章 所得支出勘定の推計

『毎月勤労統計』に基づく各経済活動別の現金給与額に、国民経済計算ベースの「経済活動別雇用者数」（第12章参照）を乗じたものの構成比を用いて、組み替えたものである。

### （2）営業余剰・混合所得

#### ①推計の基本的な考え方

付加価値法推計の一環として求めた一国経済の営業余剰・混合所得（以下「営業余剰等」という。）を、企業ベースで推計した制度部門別の計数で分割することにより、制度部門別の営業余剰等を推計する。なお、一般政府及び対家計民間非営利団体については、概念上営業余剰等は存在しない。

その方法は、付加価値法により推計された営業余剰等をコントロール・トータルとし、別途推計する制度部門推計値との差額を各制度部門に配分調整する。ただし、差額を配分する際に、公的非金融企業、金融機関、家計（個人企業）のうち農林水産業及び持ち家については、以下の制度部門別推計値を用い、この調整の対象からあらかじめ除外する。また、企業会計における減価償却費（簿価ベース）と国民経済計算における固定資本減耗（時価ベース）の概念調整も行う。

なお、家計（個人企業）については、個人企業主や家族従業員への労働報酬と営業余剰とが混在しているため、「混合所得」と呼ぶ。ただし、持ち家については、概念上労働報酬が存在しないため営業余剰になる。

#### ②制度部門別推計

制度部門別営業余剰等は、国内概念により企業ベースで推計する。また、推計部門は非金融法人企業（民間及び公的）、金融機関（同）及び家計（個人企業）とし、四半期別に推計する。

##### a. 非金融法人企業の推計

民間非金融法人企業については、企業会計ベースの『法人企業統計』の営業利益を基礎資料として、四半期別・産業別に推計する。国民経済計算の概念上の営業余剰と接近させるため、企業会計ベースによる『法人企業統計』の人件費の支払パターンを国民経済計算で推計した雇用者報酬（本章2.（1））の民間産業分の四半期パターンによって修正するとともに、企業会計ベースとは概念が異なる在庫品評価調整、FISIM、企業内研究開発等の調整を行い、また『国際収支統計』による在外支店収益の受払分を調整して国内概念への転換を行い、国民経済計算ベースの四半期別・産業別営業余剰を推計する。

公的非金融企業については、各決算書から推計する。

b. 金融機関

金融機関合計は、付加価値法において推計される経済活動別の「金融・保険業」の営業余剰・混合所得を用いる。民間金融機関分は、金融機関合計から、各決算書から推計する公的金融機関の営業余剰を控除して推計する。

c. 家計（個人企業）

個人企業の営業余剰等は、(a) 農林水産業、(b) その他の産業の混合所得分、(c) 持ち家の営業余剰分に分けて推計する。

(a) 農林水産業

農業については、『農林業センサス』（農林水産省）、『農業構造動態調査』（農林水産省）より求めた農家戸数に、『農業経営統計調査』による1戸当り農業所得を乗じる等により推計する。四半期分割は、『農業経営統計調査』の四半期別農業所得をベースに行う。

林業については、『生産林業所得統計』（農林水産省）による生産林業所得に、『森林林業統計要覧』（林野庁）、『農林業センサス』から推計した個人割合を乗じる等により推計する。四半期分割は、素材の出荷量と価格による四半期パターンで行う。

水産業については、『漁業経営調査』による個人の1経営体当り所得に、『漁業センサス』、『漁業就業動向調査』（農林水産省）より経営体規模・部門別に求めた経営体数を乗じる等により推計する。四半期分割は、水産物の水揚量と価格による四半期パターンで行う。

農林水産業の混合所得は、これらを合算し、在庫品評価調整、FISIMを一括して調整して求める。

(b) その他の産業

その他の産業は、『国勢統計』、『労働力統計』から求めた産業別業主数に、『個人企業経済調査』等から求めた産業別1業主当り営業利益を乗じる等により四半期別、産業別に推計する。なお、『個人企業経済調査』による営業利益は支払利子が控除されているので、この分を推計加算する等とともに、在庫品評価調整、FISIM等の調整を行って混合所得を推計する。

(c) 持ち家の営業余剰

まず、産業別国内総生産推計の一環として求める「住宅賃貸業」のうち持ち家分の産出額・中間投入額から持ち家分の付加価値額を求める。次に、「住宅賃貸業」の固定資本減耗、生産・輸入品に課される税を「住宅賃貸業」における産出額に占める持ち家分の比率により、按分する。これらを持ち家分の付加価値額から控除し、持ち家

## 第9章 所得支出勘定の推計

分の要素所得を求める。持ち家分には雇用者報酬は概念上存在しないことから、持ち家分の要素所得を営業余剰として、家計部門に計上する。

四半期分割は、家計最終消費支出の家賃支出の四半期構成比を用いて行う。

### (3) 生産・輸入品に課される税・補助金

「第3章 国内総生産（生産側）の推計」参照

### (4) 財産所得

#### ① 利子

##### a. 非金融法人企業

##### (a) 民間非金融法人企業

##### (イ) 支払

金融資産・負債の残高における民間非金融法人企業の各負債平均残高（当該年度末と前年度末の平均残高）に適用利率を掛け合わせることで、個別負債ごとの利息額を推計し、それを合計することで推計する。四半期値は、推計した年度値を『法人企業統計』の「支払利子」の割合で分割して求める。

##### (ロ) 受取

民間非金融法人企業の受取利子は、四半期別に受取利子の国民合計値から金融機関、公的非金融企業、対家計民間非営利団体及び一般政府の受取利子を控除した残差を、金融資産・負債残高における資産残高に、資産の種類ごとに推計した利率を乗じること等により推計したそれぞれの利息額の比率をもとに、民間非金融法人企業、家計の間で分割することにより求める。

##### (b) 公的非金融企業

支払受取とも機関別の決算書から積み上げる。

##### b. 金融機関

##### (a) 民間金融機関

##### (イ) 支払

各機関別決算書から、「預金利息支払」、「借入金利子支払」、「債券利息支払」等及び生保・非生保の「利子支払」等を集計し、支払総額を推計する。当該支払総額は信託財産から得られる収益を含むことから、『資金循環統計』より別途推計した投資信託のインカムゲインを原資とする分配金及び投資信託の内部留保の金額を減じる。四半期系列は『資金循環統計』における負債残高の四半期比率で分割作成する。

(ロ) 受取

各機関別決算書から「預金受入利息」、「貸出金利息」、「有価証券利息・配当金」等及び生保・非生保の「利子・配当支払」等を集計し、このうち「有価証券利息・配当金」、「利子・配当支払」については受取利子相当額を推計する。当該受取総額は信託財産から得られる収益を含むことから、『資金循環統計』等より別途推計した投資信託のインカムゲインを原資とする分配金及び投資信託の内部留保の金額のうち金融機関の受取分を減じる。四半期系列は『資金循環統計』における資産残高の四半期比率で分割作成する。

(b) 公的金融機関

支払受取とも機関別の決算書から積み上げる。

c. 一般政府

第4章「1. 一般政府関連項目の推計」参照

d. 家計

(a) 支払

イ. 消費者負債利子

金融機関からの借入金支払利子は、各機関の決算書の借入残高に各機関別の平均貸付利率を乗じ推計する。共済組合からの借入金支払利子は、地方公務員組合等の決算報告書からの貸付残高に平均貸付利率を乗じて推計する。四半期分割は、金融機関については四半期別推計を行い、その他機関については、貸付残高の傾向等で分割する。

ロ. 個人企業

(イ) 農林水産業

金融機関ごとの決算書を用い、消費者負債利子、持ち家を除いた個人農林水産業の四半期別借入金平均残高と平均借入金金利を求め、支払利子を推計する。

(ロ) その他の産業

『資金循環統計』等を用いて全体の残高を推計し、その数値より当部門以外の残高を差引き当部門の残高の推計を行う。『金融経済統計月報』（日本銀行）等の全国銀行及び信用金庫の貸出約定平均金利等を用いて支払利子率を推計し、残高と金利を乗じて支払利子を求める。

(ハ) 持ち家（住宅信用利子）

## 第9章 所得支出勘定の推計

金融機関ごとに、住宅信用平均残高を求めて住宅ローンの平均金利を乗じて推計するか、もしくは住宅信用受取利子を金融機関の財務諸表により求める。

### (b) 受取

「a. (a) 民間非金融法人企業」の「(ロ) 受取」を参照。当該受取総額は信託財産から得られる収益を含むことから、『資金循環統計』等より別途推計した投資信託のインカムゲインを原資とする分配金及び投資信託の内部留保の金額のうち家計の受取分を減じる。

### e. 対家計民間非営利団体

#### (a) 支払

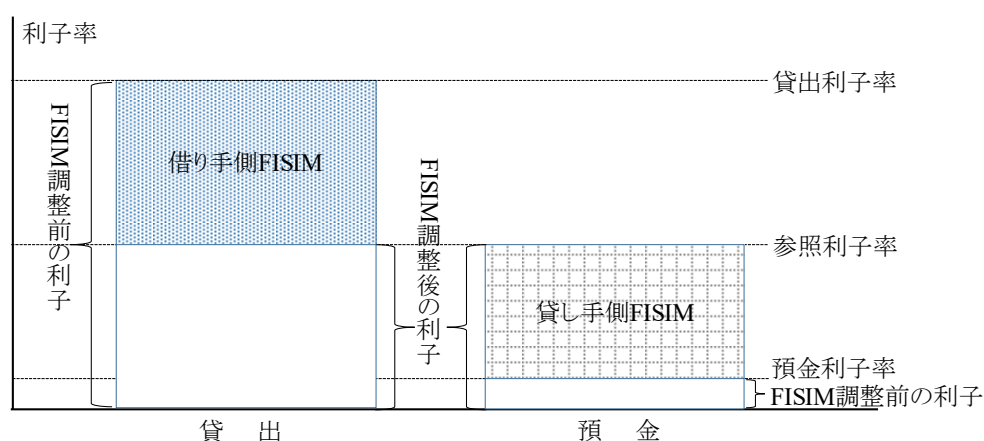
民間金融機関と公的金融機関に分けて支払利子の推計を行う。まず、決算書等からの該当残高の積み上げ計算により借入残高を推計、次に『金融経済統計月報』の貸出約定金利平均等を用いて借入金利を推計し、借入残高に借入金利を乗じて支払利子を求める。

#### (b) 受取

当部門の預金利子額（預金残高×預金利率）及び債券利子額（債券残高×債券利率）を合計する。

### f. FISIM の調整等

制度部門ごとに推計した受払利子額に FISIM の調整を行う。FISIM と利子の関係については下図を参照。



また、2. (1) ② b で述べた確定給付型制度について、年金基金が雇主企業に対して「年金基金の対年金責任者債権」（企業の年金資産の積立不足）という金融資産を保有していることに対応して、雇主企業（非金融法人企業、金融機関）から年金基

金への擬制的な利子の支払いフローを『資金循環統計』より推計・加算する。

②法人企業の分配所得

a. 配当

株式・出資金配当（投資信託のインカムゲインを原資とする分配金を含む）を計上する。

(a) 非金融法人企業

イ. 民間非金融法人企業

(イ) 支払

『法人企業統計』（年報）の配当金を基礎に、調査時点による法人数の調整を行う。

(ロ) 受取

受取は、株式・出資金配当を推計する。

民間非金融法人、家計の2制度部門の株式・出資金配当は、それぞれ国内分と海外からの分を推計し合計する。国内からの受取配当分は、「支払総額－海外への支払＋海外からの受取－2部門以外の受取額」から導出される四半期別の残差を金融資産・負債の残高における株式残高の2部門別の比率を用いて按分する。海外からの受取配当額は金融資産・負債の残高における「直接投資残高」、「対外証券投資残高」の数値をもとに按分し推計する。

ロ. 公的非金融企業

各決算書より積み上げ計算する。

(b) 金融機関

イ. 民間金融機関

(イ) 支払

各機関別決算書から、配当を集計し推計する。投資信託のインカムゲインを原資とする分配金については、『資金循環統計』から推計する。

(ロ) 受取

各機関別決算書の「その他利子、配当」等から配当受取を集計し、前述の利子に含まれていたもので分離した配当部分を加算する。投資信託のインカムゲインを原資とする分配金については、『資金循環統計』等から推計した金額のうち金融機関の受取分を計上する。

## 第9章 所得支出勘定の推計

### ロ. 公的金融機関

各決算書より積み上げ計算する。

### (c) 一般政府

(イ) 支払は制度部門の性質上ない。

(ロ) 受取

第4章「1. 一般政府関連項目の推計」参照。

### (d) 家計

(イ) 支払は制度部門の性質上ない。

(ロ) 受取

民間非金融法人企業の受取配当推計の項参照。投資信託のインカムゲインを原資とする分配金については、『資金循環統計』等から推計した金額のうち家計の受取分を計上する。

### (e) 対家計民間非営利団体

(イ) 支払は制度部門の性質上ない。

(ロ) 受取は株式・出資金配当を、株式資産額に『決算短信集計』（東京証券取引所）の純資産配当率を乗じることにより求める。

## ③ 準法人企業からの引き出し

### イ. 公的準法人引き出し

(イ) 支払は各機関別決算書から、該当項目を集計・積み上げる。

(ロ) 受取は全て一般政府となる。

### ロ. 海外支店収益

(イ) 支払（＝外国法人の在日支店収益）は『国際収支統計』直接投資収益（支払）のうち配当金・配分済支店収益から推計し、(4) ②a で求めた支払配当額の比率により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

(ロ) 受取（＝国内法人の在外支店収益）は『国際収支統計』直接投資収益（受取）のうち配当金・配分済支店収益から推計し、株式などの資産平均残高比率により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

## ④ 海外直接投資に関する再投資収益

支払・受取とも『国際収支統計』の再投資収益の数値を用いる<sup>30</sup>。支払は『国際収支

<sup>30</sup> ただし、直近期間の計上方法については第6章「2. 推計方法」参照。

統計』における直接投資残高により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割、受取は『資金循環統計』における直接投資残高により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

⑤その他の投資所得

a. 保険契約者に帰属する財産所得

(a) 支払

各決算書等を用い、生命保険分、非生命保険分、定型保証分別に保険帰属収益（保険契約者の資産を投資することから生じる所得）を推計し、保険契約者配当を加算して求める。

生命保険会社、非生命保険会社、定型保証機関の保険帰属収益には、それぞれ、産出額推計の過程で求められる財産運用純益と同額を計上する。（第2章3.（2）

j (b) 参照)

(b) 受取

支払のうち、生命保険の保険契約者配当、保険帰属収益分は家計に帰属する。非生命保険の保険契約者配当、保険帰属収益分は受取保険料、支払保険金の制度部門別実数を用い、制度部門別分割を行う。ただし、保険帰属収益のうち責任準備金（うち積立分）の運用収益については全額家計に帰属するものとする。定型保証分は、家計または非金融法人企業に帰属するものとする。

b. 年金受給権に係る財産所得

(a) 支払

受給権を発生主義により記録する確定給付型制度については、企業の財務諸表等から推計される利息費用相当分を計上する。その他の年金基金分については、資産別残高（平残）に資産別のインカムゲイン利子率（平残利回り）を使用して推計した財産運用収入から求める。

(b) 受取

支払の全額は家計に帰属する。

c. 投資信託投資者に帰属する財産所得

(a) 支払

投資信託の内部留保について、金融機関が支払い、投資者（家計または民間金融機関）に帰属したものとして扱う。『資金循環統計』から推計する。

(b) 受取

受取は家計または民間金融機関となる。

## 第9章 所得支出勘定の推計

### ⑥賃貸料

#### a. 非金融法人企業

##### (a) 民間非金融法人企業

##### (イ) 支払

『法人土地・建物基本調査』（国土交通省、5年ごと）、『固定資産の価格等の概要調書』（総務省、年次）から住宅地、商業地別に借地面積を把握し、家計の支払賃貸料の推計過程から得る面積あたりの地代を用いて民有地の商業地地代・住宅地地代を推計する。非金融法人企業から一般政府への支払地代は、一般政府受取分から家計の推計過程において得られる家計から一般政府への支払分を控除した残差として推計する。これら民有地の商業地分・住宅地分、一般政府分を合計した土地粗賃貸料から、別途推計した公的非金融法人企業の支払額、土地税を控除し、土地純賃貸料を推計する。次に、『国際収支統計』、著作権関連団体から得た著作権使用料を土地純賃貸料に加算し賃貸料を推計する。

##### (ロ) 受取

全部門の支払土地粗賃貸料合計を全部門の受取土地粗賃貸料合計とする。この合計より、一般政府、対家計民間非営利団体、家計及び公的非金融企業の受取額を控除し、更に土地税を控除して土地純賃貸料を推計する。これに著作権使用料を加算し、賃貸料を求める。

#### b. 公的非金融企業

各決算書より積み上げ計算する。

##### (a) 金融機関

##### (イ) 支払

別途推計する金融機関の産出額（第2章「3. 商品別出荷額の推計」参照）に土地・建物・機械賃貸料の中間投入比率、総賃貸料に対する土地賃貸料比率を乗じて推計した土地粗賃貸料から土地税を控除して推計する。

##### (ロ) 受取

受取賃貸料は、非金融法人企業に含む。

#### c. 一般政府

各決算書から推計する。（第4章「1. 一般政府関連項目の推計」参照）

#### d. 家計

(a) 支払

『住宅・土地統計』で推計した住宅の借地戸数比率と『全国消費実態調査』（総務省、5年ごと）及び『家計統計』から求めた一世帯当たり地代を用いて住宅の借地分地代とその他産業地代を推計する。これに、更に、『田畑価格及び小作料調』（日本不動産研究所、年次）、『農業構造動態調査』から求めた田畑小作料を加えて推計した総額の土地粗賃貸料から、土地税を控除し、支払土地純賃貸料を推計する。

(b) 受取

支払と同様の資料を用いて推計した受取分の土地純賃貸料に、著作権使用料を加算する。

e. 対家計民間非営利団体

(a) 支払

『民間非営利団体実態調査』の「対家計サービスの消費支出計」の「地代」から推計する。

(b) 受取

『法人土地基本調査』、『固定資産の価格等の概要調書』、『住宅・土地統計調査』から求めた面積、戸数に、家計の支払賃貸料の推計過程から得る面積あたりの地代を用いて土地粗賃貸料を推計する。これから土地税を控除する。

### 3. 所得の第2次分配勘定の推計

(1) 所得・富等に課される経常税

「所得に課される税」と「その他の経常税」とからなる。  
具体的内容は以下のとおりである。

①所得に課される税の内訳

|      |                                                  |
|------|--------------------------------------------------|
| 中央政府 | 所得税、法人税、日本銀行納付金等                                 |
| 地方政府 | 道府県民税（所得割、法人税割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割）、市町村民税（所得割、法人税割） |

②その他の経常税の内訳

|      |                                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 中央政府 | 自動車重量税の1/2                                                                      |
| 地方政府 | 道府県民税（法人均等割、個人均等割）、市町村民税（法人均等割、個人均等割）、事業税、狩猟税、<br>自動車税の1/2、自動車取得税の1/2、軽自動車税の1/2 |

(注) 自動車重量税、自動車税、自動車取得税及び軽自動車税については、家計負担分は「所得・富等に課される経常税」、家計以外の負担分は「生産・輸入品に課される

税」となるが、家計負担分とそれ以外の比率の詳細が明らかでないため、便宜的に等分している。

### (2) 純社会負担

#### a. 現実社会負担

##### (a) 一般政府の受取分

社会保険給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う社会負担のうち法律等により強制的に支払われるものであり、社会保障基金への支払を指す。

雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担からなり、雇主から社会保障基金に直接支払われる分については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、次に家計が社会保障基金に対して支払ったものとする。家計の現実社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から社会保障基金に対して支払うものである。

社会保障基金に対する負担額であることから、社会保障基金に格付けられる各制度の決算書、事業報告書を使用して推計する。なお、この中には組合管掌健康保険における調整保険料、雇用保険料（雇用安定事業、能力開発事業のいわゆる雇用保険二事業分（平成18年度以前は雇用福祉事業を含む三事業分）も含む）も含まれる。

##### (b) 年金基金の受取分

社会保険制度に対して行う社会負担のうち、年金基金へ雇主（及び雇用者）が自発的に行う負担を含み、雇主の現実社会負担、雇用者の現実社会負担からなる。雇主から年金基金に直接支払われる分（受給権を発生主義により記録する退職一時金の実際の支給額を含む）については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が年金基金に対して支払ったものとする。推計方法は「2.（1）雇用者報酬」参照。家計の現実社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から年金基金に対して支払うものである。

各年金基金別に財務諸表等の報告書を使用して推計する。

#### b. 雇主の帰属社会負担

雇主の帰属社会負担には、受給権を発生主義により記録する確定給付型制度（企業年金及び退職一時金）について、対象期間における受給権の増分（企業の財務諸表における勤務費用相当分）と制度の運営に係る費用の合計のうち、確定給付型制度に係る雇主の現実社会負担では賄われない部分、及び雇主が特別の準備を創設することなく無基金で行う負担からなる。推計方法は本章「2.（1）雇用者報酬」を参照。

#### c. 家計の追加社会負担

「2.（4）⑤ b. 年金受給権に係る投資所得」で述べた年金受給権に係る投資所得

を家計の支払、金融機関の受取に計上する。

d. 年金制度の手数料（控除項目）

現実社会負担（雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担）、雇主の帰属社会負担、家計の追加社会負担の合計から、確定給付型や確定拠出型の年金基金の運営に係る費用を「年金制度の手数料」として控除し、「純社会負担」として計上する。手数料は、各基金別の財務諸表等から運用費用を積み上げることにより推計する。

（3）現物社会移転以外の社会給付

a. 現金による社会保障給付

社会保障基金による家計に対する現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。主なものに、老齢年金、失業給付、児童手当等があり、各制度の決算書等を用いて推計する。

b. その他の社会保険年金給付

年金基金から支払われた給付額及び受給権を発生主義により記録する退職一時金の支給額からなる。各基金別の財務諸表や『国税庁統計年報書』から推計する

c. その他の社会保険非年金給付

受給権を発生主義により記録しない退職一時金等の無基金による給付額である。「雇用者報酬・雇主の帰属社会負担」のうち無基金分と同額を給付額とする。

d. 社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助金のうち、社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないものである。一般政府分としては生活保護費、恩給、交付国債（戦没者遺族等に対する弔慰金、給付金等の金銭の支給に代えて交付されるもの）、戦傷病者戦没者遺族年金などを集計し、対家計民間非営利団体分としては奨学金や医療サービスのほか家計に対するすべての経常的移転支出が含まれる。

各制度、項目別に決算書等を使用して推計する。

（4）その他の経常移転

その他の経常移転とは、所得の第2次分配勘定で扱う経常移転のうち、「所得・富等に課される経常税」、「純社会負担」及び「現物社会移転以外の社会給付」を除く居住者制度単位間、または居住者と非居住者との間のすべての経常移転からなる。その他の経常移転はa. 非生命保険取引、b. 一般政府内の経常移転、c. 経常国際協力、d. 他に分類されない経常移転（その他の経常移転、罰金）に分類される。

## 第9章 所得支出勘定の推計

### ①非生命保険取引

非生命保険取引は、非生命保険金、非生命純保険料として所得の第2次分配勘定に計上される。なお、定義上、非生命保険金および非生命純保険料の一国合計は等しい。

#### a. 非生命保険金

損害保険会社の民間損害保険及び地震再保険特別会計などの公的保険について、各機関の決算書等の資料から機関別、保険種類別に「正味支払保険金＋支払備金純増額」の算式で年度ベースの保険金を推計し、火災保険は物件別支払保険金割合、自動車・自賠責保険については車種別支払保険金の割合、その他の保険については各種保険の性格によって各制度部門に分割する。四半期値については、家計以外の各制度部門は四等分して得る。家計については純保険料の各制度部門別合計（四半期値）から家計以外の保険金制度部門計（四半期値）を除いた値とする。

定型保証機関については、種類別に純債務肩代わりに該当する財務諸表上の経理項目を保険金として記録する。制度部門は支払・受取ともに金融機関となる。

#### b. 非生命保険純保険料

上記で推計した年度ベースの保険金を物件別車種別収入保険料の割合で各制度部門に分割する。四半期値については、家計は『家計統計』の火災保険、損害保険支出の四半期値を用いて分割し、それ以外の制度部門については四等分して得る。

定型保証については、種類別に「受取保証料＋財産運用純益－定型保証の産出額」（＝純債務肩代わり）の算式で純保険料を推計し、各機関の借り手の性格によって支払制度部門を分割する。

### ②一般政府内の経常移転

一般政府の内訳部門である中央政府、地方政府及び社会保障基金相互間の経常的移転である。主な項目の例を以下に掲げる。

- a. 中央政府から地方政府      地方交付税交付金、地方譲与税譲与金等
- b. 中央政府から社会保障基金      年金特別会計への繰入等
- c. 地方政府から中央政府      補助費等（国に対するもの）

### ③経常国際協力

経常国際協力は、異なる政府間、あるいは政府と国際機関との間における現金または現物による経常移転からなる。

これについては、『国際収支統計』にある第二次所得収支の無償資金協力、国際機関分担金等の項目からその受払を推計する。

④他に分類されない経常移転

a. その他の経常移転

その他の経常移転には寄付金、負担金、家計間の仕送・贈与金等、他で表章されないあらゆる経常移転取引が含まれる。

(a) 寄付金

寄付金は、非金融法人企業及び金融機関の支払と、対家計民間非営利団体の受取を推計する。基本的には、『税務統計からみた法人企業の実態』（国税庁）の寄付金額をもとに、対家計民間非営利団体向けの比率と経常移転の比率を乗じて推計する。

(b) 負担金

『家計統計』等により負担金と信仰費を推計し、これを家計から対家計民間非営利団体への移転とする。

(c) 家計間の仕送・贈与金

家計間の移転として『家計統計』等により仕送金と贈与金を推計し、受払に同額を計上する。

b. 罰金

全ての制度単位が一般政府に対して支払う罰金と科料である。具体的には、中央政府の過料、没収金、延滞金などの科目、地方政府の延滞金、加算金及び科料等が該当する。

国の決算書、『地方財政統計年報』等から該当項目を集計・積み上げる。

## 4. 現物所得の再分配勘定の推計

(1) 現物社会移転

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に対し、現物による財貨またはサービスの形で提供されるもので、現物社会移転（非市場産出）、現物社会移転（市場産出の購入）からなる。これらは一般政府、対家計民間非営利団体の最終消費支出（個別消費支出）として記録されるとともに、現実最終消費概念の下で現物社会移転として家計の現実最終消費としても記録されることとなる（本章5.「(1) 最終消費支出と現実最終消費」参照）。

一般政府からの移転としては医療・介護に対する政府の支出分等があり、それぞれ政府の決算書・事業報告書より推計する。対家計民間非営利団体については、集合消費支出は存在せず、すべて個別消費支出に類別される（推計方法については、第7章1.「(2)

対家計民間非営利団体最終消費支出」参照)。

なお、概念上、社会扶助にも現物社会移転はあるものと想定されるが、基礎資料の制約から公的負担による医療費以外は、現物社会移転以外の社会給付の社会扶助給付に含めることとしている。

## 5. 所得の使用勘定の推計

### (1) 最終消費支出と現実最終消費

最終消費支出概念を補足するため、家計及び政府の現実最終消費概念が存在する。これは「費用負担」と「便宜享受」の2つの異なる観点から消費を捉えようというものである。最終消費支出が、その制度部門が実際に支出した負担額としての消費支出であるのに対し、現実最終消費は、その制度部門が実際に享受した便益の額としての消費を意味することとなる。

#### a. 家計の現実最終消費

家計の現実最終消費は当該費用の最終負担者が一般政府、対家計民間非営利団体あるいは家計自身であるかに関係なく家計に現実に供給される財貨・サービスをカバーするものであり、以下の算式で表される。

$$\text{家計最終消費支出} + \text{一般政府・対家計民間非営利団体の個別消費支出}$$

#### b. 政府の現実最終消費

政府の最終消費支出は、個別の家計への便益である「個別消費支出」と社会全体への便益である「集合消費支出」とに区分され、そのうち集合消費支出が政府の現実最終消費となる。個別消費支出と集合消費支出の区分は目的別分類を基準に行う。

#### c. 対家計民間非営利団体の現実最終消費

対家計非営利団体の最終消費支出のうち「集合消費支出」となるものは概念上想定されるが、現在の日本では大規模な具体例はない。したがって、全てを「個別消費支出」とみなすこととし、対家計民間非営利団体の現実最終消費は存在しない。

### (2) 年金受給権の変動調整

「純社会負担」のうち社会保障制度分と無基金制度分を除く年金基金分(受給権を発生主義により記録する退職一時金分を含む)から、「その他の社会保険年金給付」を控除したものを計上する。